

「南島原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和6年2月15日（木） ～ 令和6年3月15日（金）

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 12件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	6
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	3
C	既に記載済み・対応済みのもの	1
D	反映が困難なもの	1
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	1

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
p 7 本市における再生可能エネルギーの利用可能量の利用可能量（図表）	太陽熱利用は2,262,504kWh, 8.15TJ、地中熱利用は1,298,095kWh, 4.67TJの間違いです。	ご指摘のとおり、数値に誤りがあったため修正します。	A
	太陽光発電と太陽熱利用の差が約83倍と大きく、試算方法に問題があるのでは無いでしょうか？ 両者は光の紫外光域を使うか赤外光域を使うかの違いでエネルギーポテンシャルとして大きな差は無いと思われます。計算の前提条件に差があって、正しい比較にならないのではないのでしょうか？	太陽光発電は屋根面積を基本とし、南側向きで設置可能と考えられる想定最大面積で算定しています。太陽熱利用は、国内で最も普及している戸建て住宅用太陽熱温水器の設置可能数で算定しています。両者はいずれも太陽光を利用するものであり、設置場所が重複するため、電気エネルギーとして汎用的に利用できる太陽光発電を優先し、太陽熱利用は給湯用途として補助的に導入することを想定	A

		しているため利用可能量に差が出ています。 ご指摘を踏まえ、図表に補足説明を追記します。	
	図表には番号を入れるべきです（この表だけに限らず）	ご指摘を踏まえ、図表に番号を追記します。	A
p 8 3) 日産の電気自動車を活用した連携協定	電気自動車(EV)を環境に優しいとしていますが、現在は自動車の製造時から運転・廃棄時までを含めて計算したライフサイクルで評価するのが一般的となっており、EVは内燃機関自動車に比べて製造段階までのCO2排出量が多いこと、バッテリー原材料などの生産・精錬時の環境汚染があることなどからEVに優位性は無いというのが一般的な認識だと思います。	国の地球温暖化対策計画において「エネルギー効率に優れた次世代自動車(EV、FCV、PHEV、HV等)の普及拡大を推進する」と掲げられており、本計画もこれに即した計画として、EVをはじめとした次世代自動車の導入促進を図るものとします。	E
p 34 太陽光発電の導入ポテンシャル・利用可能量(図表)	太陽光発電の設置検討対象に耕作放棄地が含まれていますが、農地への太陽光発電設備設置は農地法第四条(農地の転用の制限)で制限されており設置検討対象に含めるのはおかしくないでしょうか？	耕作放棄地の増加は本市の重要な地域課題であり、太陽光発電の導入もその解決方法の一つとして考えられます。国は、耕作者の確保が見込まれない荒廃農地への再生可能エネルギー設備の導入促進を基本的考え方として示しており、関係法令に留意しながら検討を進めてまいります。	B
	営農型太陽光発電の写真が貼られており、これは農地法に基づく一時転用の許可を取って実験的に行われているものと認識していますが、これが特別なものであることの説明が無く誤解を与える可能性があります。この写真を使うのであれば、これが特別なものであることの説明を加える必要が有ります。	ご指摘を踏まえ、営農型太陽光発電は一時転用許可が必要である旨を追記します。	A

<p>p.39 利用可能量のまとめ (図表)</p>	<p>太陽熱利用は 2,262,504kWh, 8.15TJ, 1.13 千 t-CO₂、地中熱利用は 1,298,095kWh, 4.67TJ, 0.65 千 t-CO₂ の間違いです。</p>	<p>ご指摘のとおり、数値に誤りがあったため修正します。</p>	<p>A</p>
	<p>この表の CO₂ 削減換算量には各設備設置 (例えば、太陽光パネル設置) のための森林削減による CO₂ 増加は含まれていません。p. 31 に森林による CO₂ 吸収量が示されていますので、正しい評価を行うためには、設備設置に伴う森林伐採の影響も含めた CO₂ 削減換算量に見直す必要があります。</p>	<p>CO₂ 削減換算の推計値は、建物の屋根上や農地 (営農型太陽光発電)、耕作放棄地への太陽光発電設備の設置を想定したものであり、森林伐採を伴う場所は含んでいません。</p>	<p>C</p>
	<p>太陽光発電や風力発電など自然エネルギーによる発電は天候の急変などによる発電量変動が発生するため、電力会社は停電を防止するために火力発電などによるバックアップ発電設備を設ける必要があります、自然エネルギー発電の瞬時の変動に対応するために、これらを常にアイドル状態で待機しておく必要があります。これらのコスト (CO₂ 排出量含む) も検討内容に含める必要があります。</p>	<p>再生可能エネルギーのバックアップについては、本市単独での取り組みが困難なため、国や県、電力会社と連携しながら必要な対応を検討してまいります。</p>	<p>D</p>
<p>p.54 (1)再生可能エネルギー導入の促進 (取組目標)</p>	<p>重点取組として営農型太陽光発電事業の展開が書かれていますが、これを行うには農地法に基づく許可を受ける必要があることを記載するべきと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、営農型太陽光発電は一時転用許可が必要である旨を追記します。</p>	<p>A</p>
	<p>営農型太陽光発電と称して実際には営農不可能な遮光率で太陽光パネルを設置する事業者が現れることが想像できます。これを防止するために営農可能な遮光率 (例えば、太陽が南中時に遮光率 10%以下など) を明らかにして、これを守らせ</p>	<p>営農型太陽光発電において懸念される事項については、今後の施策展開を図っていく中で課題抽出等を行い、関係機関等と連携しながら対応してまいります。 なお、ご意見の内容については、農地法に基づく許可業務の中で対応する事項であるため、本計画への</p>	<p>B</p>

	<p>る仕組み作りが必要としますので、これらの追記をお願い致します。</p>	<p>記載は見送ることとします。</p>	
<p>p 63 老朽化した太陽光パネルの適正処分</p>	<p>取組事項として、「老朽化した太陽光パネルの適正処分」、「不法投棄の防止」が記載されていることを評価致します。確実に実行していただけますようお願い致します。</p> <p>太陽光パネル設置時にその廃棄費用を保証金として預かっておくのも有効と考えますので、その仕組み作りも検討いただけますようお願い致します。</p>	<p>太陽光パネルの適正処分に係る具体的な施策については、国や県と連携・調整しながら検討を進めます。</p>	<p>B</p>